

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は5月中旬から6月初めにかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[規則] ●「商務部弁公庁の外商投資企業の解散及び清算業務を法により適切に行うことに関する指導意見」(商法字[2008]31号、2008年5月5日発布・実施) ○「国家税務総局の輸出企業の輸出外貨回収照合書提出期限の関係問題に関する通知」(国税発[2008]47号、2008年5月5日発布、同年6月1日実施) ●「国家税務総局の企業国産設備購入企業所得税投資控除政策の執行停止問題に関する通知」(国税発[2008]52号、2008年5月16日発布、同年1月1日実施) ○「税関総署公告 2008 年第 42 号(6 種 26 税目商品の輸入税率調整について)」(2008 年 5 月 30 日公布) ○「財政部・国家税務総局の一部植物油の輸出税額還付取消に関する通知」(財税[2008]77 号、2008 年 6 月 3 日発布、同年 6 月 13 日実施)	「外商投資企業清算弁法」の廃止を受け、外商投資企業の解散・清算についての指針を示したものの。詳細は、下記の解説をご参照。 増値税輸出還付手続きに要する輸出外貨回収照合書(「出口収匯核銷単」)の提出期限を輸出後 180 日から 210 日に延長する旨の通知。 外商投資企業への旧企業所得税法に基づく国産設備購入時の所得控除の優遇を 1 月 1 日に遡及して停止する旨の通知。詳細は、下記の解説をご参照。 豚肉、乳幼児用食品、植物油、飼料、免疫血清、綿花、大理石、磁気テープ式ビデオカメラなど 26 品目の輸入関税を暫定的に引き下げる旨の公告。具体品目、実施時期など詳細は、税関総署の HP をご参照。 http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/50099ec1.htm 植物油 36 品目(HS1507~1517)の増値税輸出還付取消の通知。具体品目は、財政部の HP をご参照。 http://www.mof.gov.cn/news/20080603_3483_33144.htm
---	--

●外商投資企業の解散・清算についての商務部の指針が出る

今年1月15日付で、「国务院の一部行政法規の廃止に関する決定」(国务院令第516号)により、「外商投資企業清算弁法」が廃止されたが、このほど商務部から地方商務部門に対して、外商投資企業の解散・清算に当たっての対応指針を示した文書が出た。

「外商投資企業清算弁法」(1996年7月9日施行)が廃止された理由は、「公司法」(2006年1月1日改正法施行)により代替されたためとされているが、「公司法」の清算に関する規定は基本的な手続きを定めているにすぎない。そこで、外商投資企業への「公司法」の適用関係について、商務部が見解を示したものと見られる。

この文書の要点とその関連情報を整理すると、次のとおり。

- ① 外商投資企業の解散・清算業務は、「公司法」と外商投資の法律、行政法規の関係規定に従って処理しなければならない。外商投資の法律と行政法規に特別な規定があり、「公司法」に詳細に規定されていないときは、特別な規定を適用する。

注:外商投資の法律と行政法規とは、「中外合弁企業法」と同实施条例、「中外合作経営企業法」と同実施細則、「外資企業法」と同実施細則を指す。これらの特別な規定とは、①解散は審査認可機関の認可を要すること、②清算委員会は合弁企業は董事、会計士、弁護士などで構成し、外資企業は法定代表者、債権者代表、関係主管部門の代表、会計士、弁護士などで構成すること(「公司法」では株主で構成すると規定)、③合弁企業では清算終了報告を審査認可機関に報告し、帳簿等の書類は元の中国側出資者が保管すること、④外資企業では財産処分に際しては中国の企業または経済組織が優先買取権を有すること、などである。

- ② 外商投資企業が、「中外合弁企業法实施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」、「外資企業法実施細則」の規定に基づいて終了するときは、審査認可機関に対し、事前解散申請書、企業の権力機関(董事会、株主会又は株主総会)の決議書及び企業の批准証書と営業許可証を提出しなければならない。合弁企業と合作企業が、出資者の一方が契約・定款に定める義務を履行せず、経営を継続できなくなり、単独で解散申請を提出するときは、解散申請書のほかに、管轄権のある人民法院または仲裁機関が出した判決書または裁定書(上記の事由が明記されたもの)を提出しなければならない。審査認可機関は、解散申請を受理した後、10 日以内に解散の認可文書を発行する。企業は解散認可の日から 15 日以内に清算グループを組織し、清算を開始しなければならない。

注:「出資者の一方が契約・定款に定める義務を履行せず、経営を継続できなくなり、単独で解散申請を提出するとき」は、「中外合弁企業法实施条例」第 90 条第 2 項、「中外合作経営企業法実施細則」第 48 条第 2 項に規定されるもの。この場合、認可機関への解散申請に際して、事前に人民法院か仲裁機関に解散請求申立を行い、それが認められたことを申請要件としたこと、また申請受理後 10 日以内に解散の認可文書を発行するとしたことが、これまでなかった点である。

- ③ 外商投資企業の出資者の一部が、「公司法」第 183 条の規定(*)により解散を請求するときは、直接に管轄権のある人民法院に提出しなければならない。

* 第 183 条: 会社の経営管理に重大な困難が発生し、継続して存続すれば株主の利益に重大な損失を与えかねず、その他の方法を通じても解決できないときは、会社の株主全体の議決権の 10% 以上を保有する株主は、人民法院に会社の解散請求を行うことができる。

注:「公司法」の株主保護の規定を外商投資企業にも適用することを認めたもの。合弁企業で、出資者間で解散の合意ができない場合、董事会で 10% 以上の議決権を持っていれば(即ち、合弁企業の董事会は 1 人 1 票制のため頭数で全董事の 10% 以上であれば)、人民法院に解散請求の申立ができることになる。

なお、5 月 19 日から実施されている最高人民法院の司法解释(『中華人民共和國公司法』適用の若干の問題に関する規定(二))法釈[2008]6 号)では、「公司法」第 183 条に基づく訴訟の受理・不受理について、次のような事由が示されている。

1) 訴訟受理の事由

- ① 会社が 2 年以上株主会または株主総会を開催できず、会社の経営管理に重大な困難が生じているとき。(注:「株主会または株主総会」は、合弁企業では董事会がこれに該当すると見られる。以下同じ。)
- ② 株主議決の際に、法定または公司定款に定める比率に達することができず、2 年以上有効な株主会または株主総会の決議を行うことができず、会社の経営管理に重大な困難が生じているとき。
- ③ 会社の董事が長期に対立し、株主会または株主総会を通じて解決することができず、会社の経営管理に重大な困難が生じているとき。
- ④ 経営管理にその他の重大な困難が生じ、会社が存続すれば株主の利益に重大な損失を与えかねない事由。

2) 訴訟不受理の事由

株主が知る権利、利益分配請求権等の権利・利益に損害を受け、または会社が欠損を生じて財産が全ての債務の弁済に足りず、または会社が企業法人営業許可証を取り上げられて清算を行わない等を理由として、公司解散の訴訟を提起したときは、人民法院は受理しない。

- ④ 清算グループは、清算期間内に企業の各種税金を清算しなければならない。清算終了後は、清算報告を作成し、企業の権力機構の確認を経て、審査認可機関に報告し、同時に審査認可機関に批准証書を返納しなければならない。審査認可機関は、全国外商投資企業審査認可管理システムに関連情報を入力し、同システムから確認書(「回執」)を受け取る。企業は、確認書により税務、税関、外為等の部門で抹消手続きを行い、合わせて公司登記機関に抹消登記を申請する。

注:清算終了報告の審査認可機関への報告については、上記のように「中外合弁企業法実施条例」には規定があるが、「中外合作経営企業法実施細則」と「外資企業法実施細則」には規定がない。この文書では、合作経営企業、外資企業についても、審査認可機関に報告することを求めている。同時に、審査認可機関に批准証書(「外商投資企業批准証書」)を返納すること、またその後に交付される確認書(「回執」)によって関係機関での抹消手続きを行うこと、を定めている。

- ⑤ 「外商投資企業清算弁法」の廃止前に特別清算を開始しているときは、引き続きその手続きを進める。清算委員会が法により作成した清算報告は法的効力を有する。

注:「特別清算」は、企業自身で清算を行うことができない場合に、審査認可機関またはその委任機関が出資者、関係機関代表、専門家を組織して行う清算のことで、「外商投資企業清算弁法」により外商投資企業だけに認められてきたもの。今後は特別清算を認めないが、既に行っているときはそれを継続し、その清算報告は法的に有効としている。

商務部のこの文書では、国務院が「外商投資企業清算弁法」を廃止した理由について、「我が国の法律制度が徐々に整備されるのに伴い、内・外資企業に対する管理を一致させる方向にある」ことが述べられている。外商投資企業の解散は、基本的に審査認可機関の認可が必要であるとしながらも、出資者間で合意が得られない場合に、内資企業と同様、司法救済を求めることができるとしたことは、大きな“突破”と言える。

●国産設備購入時の企業所得税控除の優遇が廃止される

「外商投資産業指導目録」の奨励類プロジェクトと制限乙類プロジェクトに該当する外商投資企業は、昨年まで国産設備を購入した場合に、投資額の40%を上限として当年度の企業所得税の前年度比増加額から控除することが認められていたが、この優遇措置が廃止された。上記表中の国家税務総局通知によるもので、今年1月1日に遡って実施される。

この優遇措置は、昨年末まで施行されいた「外商投資企業・外国企業所得税法」の下で、1999年7月1日から実施されてきたが、今年から新しい「企業所得税法」が施行されたのに伴って廃止されたものだ。なお、「企業所得税法」の下では、企業が環境保護、省エネ、節水、安全生産の専用設備に投資した場合に、その投資額の10%を当年度の課税額から控除することが認められる。「企業所得税法実施条例」には、それらの設備リストが別に制定されることが規定されているが、まだ発布されていない。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆**物価上昇抑制策 一部食品輸入関税引き下げ**: 国務院関税税則委員会は 5 月 28 日、「一部商品の輸入暫定税率の調整に関する通知」を發布。食品等 6 分類 26 品目の輸入関税が期間限定で引き下げられる。具体的には、冷凍豚肉、冷凍鰹が 6 月 1 日から 12 月 30 日迄 50%以上引き下げて 5-6%の水準に、植物油は 6 月 1 日から 9 月 30 日迄 9-10%の水準から 5%に引き下げられる。食品を初めとする国内消費者物価の上昇を抑制するのが今回の目的と見られている。

【産業】

◆**通信業界再編 主要 3 社体制へ**: 工業・情報化部、国家発展改革委員会、財政部は 24 日、共同で通信業界の再編を謳った「通信業界の体制改革を深化することに関する通告」を公布した。第 3 世代携帯電話(3G)の実用化を契機に、現在の通信キャリア大手 6 社のうち、①中国移动が中国鉄通を子会社化、②中国電信が中国聯通の CDMA 資産及び中国衛通の基礎電信業務を買収、③中国聯通と中国網通が合併し、総合的な通信業務を取り扱う「新中国聯通」「新中国電信」「新中国移動」の主要 3 社体制への再編を実施するもの。近年、中国では携帯電話の急速な普及に押されて固定電話業者の業績が低迷、中国移动の市場独占状態が続いており、健全な競争体制の構築が必要とされてきた。今回の再編により、効率的な投資、自主技術開発、寡占防止を実現することで、次世代業務の発展、世界的な市場の開拓等も期待されている。

◆**SUV 販売好調な伸び、環境への影響が懸念**: 中国自動車協会の統計データに拠ると、2003 年の SUV(スポーツ用多目的車)の販売台数は前年比 118.9%増と驚異的な伸びを示し、以来増加を続け、今年第 1 四半期も前年同期比 40.97%増の 14.13 万台の販売を記録した。こうした市場の急成長に乗って、外国メーカーも次々と現地生産に踏み切っている。一方、環境問題への関心が高まる中、今後中国でも、欧米や日本に倣った低燃費、低排出ガスのエコカー普及促進のための税制優遇制度や、ガソリン消費量の多い SUV の公用目的での購入制限の導入を検討しているとも言う。

◆**北京五輪期間のホテル宿泊料金 一泊最高で 7,910 元に**: 北京市観光局は 28 日、五輪開催に向けた記者会見で、期間中同市の 5 つ星ホテルの宿泊料金は、スタンダードで一泊平均が前年同期比 2.6 倍の 3,623 元、最高は 7,910 元となることを明らかにした。4 つ星ホテルは同 3.6 倍の 2,226 元、3 つ星ホテルは同 4.2 倍の 1,556 元となるが、過去の五輪開催都市と比較すると、料金水準は中間レベルにあるという。なお、期間中の観光客は 45~50 万人と予測される中、現時点の 5 つ星ホテルの予約率は既に 77%に達しているが、同市の宿泊施設の数から見て、宿泊客対応は十分可能と見られている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.05.26	6.9385	6.9361~6.9387	6.9366	-0.0051	6.7045	0.0347	0.8889	-0.0005	10.9229	0.0045	3.4900	3530.58	-113.81
2008.05.27	6.9395	6.9388~6.9563	6.9559	0.0193	6.6870	-0.0175	0.8900	0.0011	10.9523	0.0294	3.3800	3541.75	11.17
2008.05.28	6.9446	6.9421~6.9540	6.9444	-0.0115	6.6588	-0.0282	0.8899	-0.0001	10.8986	-0.0537	3.0800	3629.33	87.58
2008.05.29	6.9418	6.9350~6.9460	6.9381	-0.0063	6.5938	-0.0650	0.8888	-0.0011	10.7963	-0.1023	3.2563	3568.88	-60.45
2008.05.30	6.9430	6.9410~6.9459	6.9420	0.0039	6.5854	-0.0084	0.8897	0.0009	10.7579	-0.0384	3.1300	3602.66	33.78

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は為替制度変更後初めて 6.9400 を超え 6.9385 でオープン。翌 27 日には取引終了間近の大口の米ドル買いに週間安値となる 6.9563 まで急落する局面も見られたものの、根強い人民元需要に 29 日には為替制度変更後の最高値となる 6.9350 まで反発するなど、結局週を通じて 6.94 付近での値動きとなり 6.9420 で越週となった。年明けより上昇速度が速まっていた人民元は、4 月より上昇速度が鈍化していたが、5 月は月間で約 0.65%(年率換算で約 7.8%)の上昇となった。今週、外貨準備高の大幅増加が報道されるなど中国国外からの資金流入は続いている模様であり、またインフレ圧力にも鎮静の兆しが見られない中、人民元の上昇は今後も継続することが予想される。四川省震災の中国経済に与える影響は慎重に見極める必要があるものの、今週当局者より同震災により消費者物価が大きく上ぶれる可能性についての見解が示されるなど当局内では引き続きインフレ懸念が最大の懸案事項となっており、月明けとなる来週の人民元相場は上昇圧力が高まる展開を予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。